

○国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程

平成16年4月1日

平成16年度九大就規第19号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 勤務時間（第2条—第16条）

第3章 休暇（第17条—第20条）

第4章 勤務を要しないことの承認（第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第31条第7項、第32条第2項、第33条第2項、第34条第2項、第35条第2項、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項及び第38条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の勤務時間及び休暇等について定めるものとする。

第2章 勤務時間

（勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除く実労働時間とする。

（出勤時刻の遵守）

第3条 職員は、それぞれの所定の始業時刻までに出勤しなければならない。ただし、就業通則第34条及び第35条を適用する職員については、職員の自主的決定による出勤時刻とする。

（勤務時間等の管理）

第4条 職員が勤務した時間は、勤務時間管理簿により管理する。

（休憩時間）

第5条 勤務時間が6時間を超える場合においては45分以上、7時間45分を超える場合においては1時間以上の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

2 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。ただし、外出する場合は、他の職員に行き先等を連絡しておかなければならない。

（休憩時間の一斉付与の例外）

第6条 前条に規定する休憩時間を、一斉に与えることができない場合は、事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合におい

ては職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との協定により所定の休憩時間を繰り上げ又は繰り下げることがある。

（始業及び終業時刻等）

第7条 就業通則第31条第3項の規定に基づき、業務の実態等により定める職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
第一勤務	8時45分	17時30分	12時00分～13時00分
第二勤務	9時00分	17時45分	12時00分～13時00分
第三勤務	9時15分	18時00分	12時00分～13時00分
第四勤務	9時30分	18時15分	12時00分～13時00分

2 学生に係る窓口業務等の対応により変更する場合の職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
第一変更勤務	8時30分	17時15分	13時00分～14時00分
第二変更勤務	9時30分	18時15分	13時00分～14時00分

3 前2項に定めるもののほか、職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間の変更に必要な事項については、事業場ごとに別に定める。

（1月単位の変形労働時間制）

第8条 就業通則第32条第2項の規定による1月単位の変形労働時間制については、事業場ごとに別に定める。

（1年単位の変形労働時間制）

第9条 就業通則第33条の規定を適用する場合は、過半数代表者との書面による協定を締結する。

2 就業通則第33条第2項の規定による1年単位の変形労働時間制については、事業場ごとに別に定める。

（フレックスタイム制）

第10条 就業通則第34条の規定を適用する場合は、過半数代表者との書面による協定を締結する。

2 実際に勤務した時間が勤務時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間の法定労働時間の範囲内で清算する。

3 前2項に定めるもののほか、フレックスタイム制の取扱いその他必要な事項については、事業場ごとに別に定める。

（専門業務型裁量労働制）

第11条 就業通則第35条の規定を適用する場合は、過半数代表者との書面による協定を締結する。

- 2 1日の所定の勤務時間数は7時間45分とみなす。
- 3 就業通則第35条の規定が適用される職員が、休日又は深夜に勤務する場合は、あらかじめ許可を受けなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、専門業務型裁量労働制の取扱いその他必要な事項については、事業場ごとに別に定める。

(休日の振替)

第12条 業務上の都合により休日と定められた日に勤務を命じる場合は、あらかじめ職員に予告のうえ、勤務することとなった休日を含む1月の範囲内における勤務日を振り替えて休日とする。

(通常の勤務場所を離れて勤務する職員のみなし勤務時間)

第13条 職員が、出張、研修その他通常の勤務場所を離れて勤務する場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

- 2 前項に規定する勤務で、所定の勤務時間を超えて勤務することが必要な場合においては、当該勤務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

(宿日直勤務)

第14条 監視又は断続的な勤務の必要があると認められるときは、労働基準監督署長の許可を受けて、職員に、勤務時間外に宿直を命じ、又は休日に宿直若しくは日直を命じる。

- 2 宿直又は日直を行った職員に対する宿日直手当については、国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。）で定める。
- 3 前2項に規定するもののほか、宿直及び日直について必要な事項は、国立大学法人九州大学職員宿日直勤務細則（平成16年度九大就規第32号）で定める。

(非常時勤務)

第15条 災害その他やむを得ない事由により、臨時又は緊急の必要がある場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号。）第33条の規定に基づき、労働基準監督署長の許可を受け、時間外又は休日に勤務を行わせることがある。ただし、事態急迫のために労働基準監督署長の許可を受けることができない場合は、事後に届け出ることとする。

(時間外勤務及び休日勤務)

第16条 過半数代表者との書面による協定をし、これを労働基準監督署へ届け出た場合においては、就業通則第31条若しくはこの規程の第8条から第11条までに規定する所定の勤務時間又は休日にかかわらず、当該協定で定めるところにより所定の勤務時間を延長し、又は休日に勤務させる。

第3章 休暇

(年次有給休暇)

第17条 就業通則第36条第1項ただし書に規定する職員（国家公務員等から人事交流等により引き続

き本学の職員に採用された者を除く。)が、当該事業年度の在職期間に応じて受ける年次有給休暇の日数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、雇用期間が6月を超えないことが明らかな場合は、この限りでない。

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

- 2 前項の規定にかかわらず、採用から雇用期間満了までの期間が6月を超える職員の場合、採用された日の属する事業年度の翌事業年度以降の年次有給休暇の付与日数は、20日とする。
- 3 職員は、年次有給休暇を使用しようとするときは、あらかじめ時季を指定して請求する。ただし、事業の正常な運営に支障があるときは、他の時季に与えることができる。
- 4 就業通則第36条第1項、本条第1項又は第2項の規定により年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、第3項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇の付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が第3項の規定により年次有給休暇を使用した場合には、当該使用日数分を5日から控除するものとする。
- 5 職員は、当該事業年度に新たに受けた年次有給休暇の全部又は一部を使用しなかった場合は、その残日数は当該事業年度の翌事業年度に繰り越すことができる。
- 6 年次有給休暇は、1日又は半日を単位として使用する。ただし、過半数代表者との書面による協定を締結した場合においては、当該協定で定めるところにより1時間を単位として使用することができる。
- 7 年次有給休暇は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。

(病気休暇)

第18条 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期

間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を受けた日その他別に定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

(1) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(2) 国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程（平成16年度九大就規第23号）第15条及び第16条の規定により、勤務に制限を加える必要のあるものに係る事後措置を受けた場合

2 前項の規定にかかわらず、就業通則第12条第1項第1号に掲げる事由により休職した職員は、復職後1年以内は、同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病による連続する8日以上（当該期間における所定の勤務日数が4日以上である期間に限る。以下この条において同じ。）の特定病気休暇を受けることができない。

3 第1項ただし書、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における所定の勤務日数が4日以上である期間に限る。以下この条において同じ。）の特定病気休暇を受けた職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続する特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（別に定める時間を除く。）のすべてを勤務した日の日数（以下「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を受けたときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

4 特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該特定病気休暇の期間の初日から、当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、職員は、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を受けることができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

5 特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、職員は、当該明らかに異なる負傷又は疾病に係る特定病気休暇を受けることができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

6 特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達することが見込まれる場合において、症状の回復の程度、職務への復帰の見通し等を総合的に勘案し、産業医等の助言を得た上で、90日に達す

る日の翌日から起算して14日以内に、当該特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等が回復し、確実に職務に復帰可能と判断できる場合に限り、第1項ただし書の規定にかかわらず、職員は、当該90日に達する日の翌日以後の日においても、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を受けることができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して104日を超えることはできない。

- 7 療養期間中の本学の所定の休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を受けた日とみなす。
- 8 病気休暇は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。ただし、長期にわたる場合は、給与規程第13条に規定する基本給を減額することがある。

(特別休暇)

第19条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別休暇を受けることができる。この場合に、職員が受けることのできる特別休暇の期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合（被選挙権の行使を除く。）で、その勤務をしないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務をしないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務をしないことが相当であると認められるとき 1事業年度において5日の範囲内の期間
 - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
 - ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しな

いことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間

(6) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
1日2回それぞれ30分以内の期間

(7) 職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該職員の配偶者が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの2日の範囲内の期間

(8) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、次のいずれかに掲げる当該子の看護等のため勤務しないことを申し出た場合 当該子が1人の場合は1事業年度において5日、当該子が2人以上の場合は1事業年度において10日の範囲内の期間

イ 負傷し、又は疾病にかかった子の世話

ロ 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること。

ハ 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話

ニ 当該子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加

(9) 職員の親族（次表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）

兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

- (10) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後 1 5 年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 日の範囲内の期間
- (11) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 事業年度の 7 月から 9 月（病院に所属する職員（病院長が必要と認める者に限る。）にあっては、6 月から 1 2 月）までの期間内における、休日を除いて原則として連続する 3 日の範囲内の期間
- (12) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日の範囲内の期間
- (13) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (14) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (15) 配偶者が出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産に係る子が 1 歳に達する日までの期間にある職員が、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間
- (16) 職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により 2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次に掲げる者（以下「対象家族」という。）の介護、対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族の必要な世話のため勤務しないことを申し出た場合 当該対象家族が 1 人の場合は 1 事業年度において 5 日、当該対象家族が 2 人以上の場合は 1 事業年度において 1 0 日の範囲内の期間
- イ 配偶者
- ロ 父母
- ハ 子
- ニ 配偶者の父母
- ホ 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- (17) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 事業年度において 5 日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては 1 0 日）の範囲内の期間

2 特別休暇は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。

(リフレッシュ休暇)

第19条の2 職員は、事業年度内に次の各号のいずれかに該当する場合には、リフレッシュ休暇を受けることができる。この場合におけるリフレッシュ休暇の期間は、当該事業年度内における休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間とする。ただし、当該事業年度に、あらかじめ職員の人事交流について協定し、又は個別に交流契約等を取り交わす他機関において、当該他機関の長の指揮の下で業務に従事させる期間がある場合は、当該期間終了の翌事業年度内における休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間とする。

(1) 勤続期間が20年に達するとき。

(2) 勤続期間が30年に達するとき。

2 リフレッシュ休暇は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。

(休暇の届出)

第20条 職員は、第17条（同条第4項を除く。）から前条までに規定する休暇を受けようとする場合は、あらかじめ本学所定の様式により届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ届け出られなかった場合には、その事由を付して事後において届け出ることができるものとする。

2 職員は、病気休暇を受けようとする場合は、通院の事実が分かる書類を提出しなければならない。ただし、病気休暇を連続して8日以上（当該期間における所定の勤務日数が4日以上である期間に限る。）受けようとする場合又は病気休暇を1の月において5日を超えて受けようとする場合は、療養予定期間を記載した医師の証明書を提出しなければならない。

3 前項の証明書に記載された療養期間を延長するときは、更に延長後の療養予定期間を記載した医師の証明書を提出しなければならない。

4 同一傷病により、連続して1月（暦月による）を超える病気休暇を受けた職員が回復後出勤する場合は、病気回復についての医師の証明書を提出しなければならない。

第4章 勤務を要しないことの承認

(勤務を要しないことの承認)

第21条 職員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、あらかじめそのことにつき承認を受けた場合は、必要と認められる期間について勤務することを要しない。

(1) 勤務時間内に組合交渉に参加すること。

(2) 妊産婦である女性職員が、保健指導又は健康診査を受けること。

(3) 妊産婦である女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときの通勤緩和、休憩、休業及び補食により勤務しないこと。

(4) 勤務時間内に総合的な健康診査を受けること。

2 前項各号の期間は有給とし、通常の勤務時間勤務した場合における通常の給与を支給する。

第5章 雑則

(期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者の取扱い)

第22条 就業通則第2条第2項の規定により期間を定めて雇用される者又は期間を定めて短時間雇用される者の取扱いで、この規程の定めを読み替えて適用する事項については別表1のとおりとし、この規程の定めを適用しない事項については別表2のとおりとし、この規程の定めを適用せず、他の規則において定める事項については別表3のとおりとする。

(期間の定めのない労働契約に転換した者の取扱い)

第23条 就業通則第2条第3項の規定により期間の定めのない労働契約に転換した者の取扱いで、この規程の定めを読み替えて適用する事項については別表4のとおりとし、この規程の定めを適用しない事項については別表5のとおりとし、この規程の定めを適用せず、他の規則において定める事項については別表6のとおりとする。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、本学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者（以下「承継職員」という。）がこの規程の施行前に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）その他関係法令等（以下「勤務時間法等」という。）の規定により承認等を受けている次の各号に掲げる事項で、当該承認等に係る日が平成16年4月1日以降となっているものについては、この規程の施行後もなお従前の例による。

(1) 週休日の振替等の割振

(2) 休日の代休日の指定

(3) 年次休暇、病気休暇及び特別休暇の承認

(4) 職務専念義務免除の承認等

3 承継職員の平成16年4月1日現在の年次有給休暇の日数等は、当該職員が平成16年3月31日以前に勤務時間法等の規定により受けた年次休暇から平成16年3月31日までに使用した年次休暇の期間を除した日数及び時間とする。

附 則（平成16年度九大就規第50号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成１７年度九大就規第３号）

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附 則（平成１７年度九大就規第２１号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年度九大就規第４号）

この規程は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則（平成１８年度九大就規第２８号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年度九大就規第１８号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第１９条第１項第２号の改正規定は、平成２１年５月２１日から施行する。

附 則（平成２１年度九大就規第２７号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年度九大就規第３号）

- １ この規程は、平成２２年６月３０日から施行する。
- ２ この規程による改正前の第１９条第１項第８号により受けた特別休暇については、改正後の第１９条第１項第８号により受けた特別休暇とみなす。

附 則（平成２３年度九大就規第２４号）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年度九大就規第６号）

この規程は、平成２４年８月１日から施行する。

附 則（平成２４年度九大就規第２３号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年度九大就規第１８号）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年度九大就規第１８号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年度九大就規第２３号）

この規程は、平成２９年３月１日から施行する。

附 則（平成２９年度九大就規第３号）

この規程は、平成２９年６月１日から施行する。

附 則（平成２９年度九大就規第３４号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大就規第32号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大就規第48号）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に結核性疾患により、この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第18条の規定による病気休暇を受けている者が、当該疾患に係る病気休暇を受けることのできる期間は、連続して1年を超えない範囲とする。

附 則（令和3年度九大就規第29号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第16号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第54号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大就規第27号）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第17条第5項の規定にかかわらず、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに付与された年次有給休暇は令和7年3月31日まで繰り越すことができるものとし、令和6年1月1日から令和6年3月31日までに付与された年次有給休暇は令和8年3月31日まで繰り越すことができる。

附 則（令和6年度九大就規第32号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第22条関係）

対象となる者	読み替える条項	読み替える事項
職域限定職員	第20条（休暇の届出）	「第17条（同条第4項を除く。）から前条までに規定する休暇」を「年次有給休暇（職域限定職員就業規則第13条第4項の規定を除く。）及び年次有給休暇以外の休暇」と読み替える。
有期契約職員	第20条（休暇の届出）	「第17条（同条第4項を除く。）から前条までに規定する休暇」を「年次有給休暇（有期契約職員就業規則第10条第

		4項の規定を除く。)及び年次有給休暇以外の休暇」と読み替える。
パートタイム職員	第20条(休暇の届出)	「第17条(同条第4項を除く。)から前条までに規定する休暇」を「年次有給休暇(パートタイム職員就業規則第10条第6項の規定を除く。)及び年次有給休暇以外の休暇」と読み替える。

別表2(第22条関係)

対象となる者	適用を除外する条項
有期教員	第19条の2(リフレッシュ休暇)
特定有期教員	第19条の2(リフレッシュ休暇)
特定有期事務・技術系職員	第11条(専門業務型裁量労働制) 第19条の2(リフレッシュ休暇)
高度専門職員	第19条の2(リフレッシュ休暇)
再雇用職員	第11条(専門業務型裁量労働制) 第19条の2(リフレッシュ休暇)
職域限定職員	第9条(1年単位の変形労働時間制) 第10条(フレックスタイム制) 第11条(専門業務型裁量労働制) 第18条(病気休暇) 第19条(特別休暇)
有期契約職員	第9条(1年単位の変形労働時間制) 第10条(フレックスタイム制) 第18条(病気休暇) 第19条(特別休暇)
パートタイム職員	第9条(1年単位の変形労働時間制) 第10条(フレックスタイム制) 第11条(専門業務型裁量労働制) 第18条(病気休暇) 第19条(特別休暇)

別表3(第22条関係)

対象となる者	適用を除外する条項	適用を除外する条項の規定内容について別
--------	-----------	---------------------

		に定める規則名及び条項
特定有期病院医療職員	第 1 6 条（時間外勤務及び休日勤務）	特定有期事務・技術系職員就業規則第 1 0 条
高度専門職員	第 1 6 条（時間外勤務及び休日勤務）	高度専門職員就業規則第 1 4 条
再雇用職員	第 1 6 条（時間外勤務及び休日勤務） 第 1 7 条（年次有給休暇）	再雇用職員就業規則第 1 1 条 再雇用職員就業規則第 1 2 条
職域限定職員	第 1 6 条（時間外勤務及び休日勤務） 第 1 7 条（年次有給休暇）	職域限定職員就業規則第 1 2 条 職域限定職員就業規則第 1 3 条
有期契約職員	第 1 6 条（時間外勤務及び休日勤務） 第 1 7 条（年次有給休暇）	有期契約職員就業規則第 9 条 有期契約職員就業規則第 1 0 条
パートタイム職員	第 1 6 条（時間外勤務及び休日勤務） 第 1 7 条（年次有給休暇） 第 1 9 条の 2（リフレッシュ休暇）	パートタイム職員就業規則第 9 条 パートタイム職員就業規則第 1 0 条 パートタイム職員就業規則第 1 1 条の 2

別表 4（第 2 3 条関係）

対象となる者	読み替える条項	読み替える事項
職域限定職員（無期転換者）	第 2 0 条（休暇の届出）	「第 1 7 条（同条第 4 項を除く。）から前条までに規定する休暇」を「年次有給休暇（職域限定職員就業規則第 1 3 条第 4 項の規定を除く。）及び年次有給休暇以外の休暇」と読み替える。
有期契約職員（無期転換者）	第 2 0 条（休暇の届出）	「第 1 7 条（同条第 4 項を除く。）から前条までに規定する休暇」を「年次有給休暇（有期契約職員就業規則第 1 0 条第 4 項の規定を除く。）及び年次有給休暇以外の休暇」と読み替える。
パートタイム職員（無期転換者）	第 2 0 条（休暇の届出）	「第 1 7 条（同条第 4 項を除く。）から前条までに規定する休暇」を「年次有給休暇

		(パートタイム職員就業規則第10条第6項の規定を除く。)及び年次有給休暇以外の休暇」と読み替える。
--	--	---

別表5 (第23条関係)

対象となる者	適用を除外する条項
有期教員(無期転換者)	第19条の2(リフレッシュ休暇)
特定有期教員(無期転換者)	第19条の2(リフレッシュ休暇)
特定有期事務・技術系職員(無期転換者)	第11条(専門業務型裁量労働制) 第19条の2(リフレッシュ休暇)
高度専門職員(無期転換者)	第19条の2(リフレッシュ休暇)
再雇用職員(無期転換者)	第11条(専門業務型裁量労働制) 第19条の2(リフレッシュ休暇)
職域限定職員(無期転換者)	第9条(1年単位の変形労働時間制) 第10条(フレックスタイム制) 第11条(専門業務型裁量労働制) 第18条(病気休暇) 第19条(特別休暇)
有期契約職員(無期転換者)	第9条(1年単位の変形労働時間制) 第10条(フレックスタイム制) 第18条(病気休暇) 第19条(特別休暇)
パートタイム職員(無期転換者)	第8条(1月単位の変形労働時間制) 第9条(1年単位の変形労働時間制) 第10条(フレックスタイム制) 第11条(専門業務型裁量労働制) 第18条(病気休暇) 第19条(特別休暇)

別表6 (第23条関係)

対象となる者	適用を除外する条項	適用を除外する条項の規定内容について別に定める規則名及び条項
特定有期事務・技術系職員 (特定有期病院医療職員を	第16条(時間外勤務及び休日勤務)	特定有期事務・技術系職員(無期転換者)就業規則第8条

除く。) (無期転換者)	第 1 7 条 (年次有給休暇)	特定有期事務・技術系職員 (無期転換者) 就業規則第 8 条
特定有期病院医療職員 (無期転換者)	第 1 6 条 (時間外勤務及び休日勤務)	特定有期事務・技術系職員 (無期転換者) 就業規則第 8 条
高度専門職員 (無期転換者)	第 1 6 条 (時間外勤務及び休日勤務)	高度専門職員職員 (無期転換者) 就業規則 第 5 条
再雇用職員 (無期転換者)	第 1 6 条 (時間外勤務及び休日勤務) 第 1 7 条 (年次有給休暇)	再雇用職員 (無期転換者) 就業規則第 5 条 再雇用職員 (無期転換者) 就業規則第 5 条
職域限定職員 (無期転換者)	第 1 6 条 (時間外勤務及び休日勤務) 第 1 7 条 (年次有給休暇)	職域限定職員就業規則第 1 1 条 職域限定職員就業規則第 1 2 条
有期契約職員 (無期転換者)	第 1 6 条 (時間外勤務及び休日勤務) 第 1 7 条 (年次有給休暇)	有期契約職員 (無期転換者) 就業規則第 6 条 有期契約職員 (無期転換者) 就業規則第 6 条
パートタイム職員 (無期転換者)	第 1 6 条 (時間外勤務及び休日勤務) 第 1 7 条 (年次有給休暇) 第 1 9 条の 2 (リフレッシュ休暇)	パートタイム職員 (無期転換者) 就業規則 第 6 条 パートタイム職員 (無期転換者) 就業規則 第 6 条 パートタイム職員 (無期転換者) 就業規則 第 6 条